

【論文】

# 地域社会における人と猫をめぐる コンフリクトの可視化に向けて —野良猫問題と地域猫活動の分析から—

A Study on Analysis of the Conflicts over People  
and Stray Cats in Local Community

木下 征彦  
Kinoshita Yukihiro

## 要旨

近年、地域社会における人と猫をめぐるコンフリクトが深刻化している。その具体的局面として、ローカルな地域社会における野良猫問題とその解決方法である地域猫活動に注目が集まっているが、それらを対象とした研究はほとんどみられない。こうした背景のもと、この論文では人と猫をめぐるコンフリクトにおける問題構造の分析を試みる。野良猫問題には人と猫との関係性および猫を媒介にした人と人の関係性という二重性があることを明らかにする。そのうえで、地域社会における人と猫をめぐるコンフリクトを、環境公害や野生動物問題と区別される現代の都市社会に固有の〈町の猫問題〉とも呼ぶべき社会問題として位置づける。

## 1 はじめに

近年、都市の住宅密集地において人と猫をめぐるコンフリクト（conflict 軋轢／葛藤）が深刻化している<sup>1)</sup>。いわゆる野良猫問題への対応策として各地の自治体では地域猫活動<sup>2)</sup>が取り入れられ、その知識と方法が急速に全国へと普及しつつある。しかしその一方で、用語をめぐる混乱や活動への誤解など、地域猫活動の理念と方法のゆらぎも生じている。

こうした状況の背景には、解決すべき課題である野良猫問題そのものの不可視性（みえにくさ）があると考えられる。地域社会における人と猫をめぐるコンフリクトを主題化した研究はほとんど見られず、その問題構造は未だに理論化されていない。いわば研究の未発達現場レベルでの知識の混乱を招く一因ともいえる。

そこで、本研究では地域社会における人と猫をめぐるコンフリクトを対象化し、社会的に分析する。具体的には野良猫問題と呼ばれる問題状況とその解決過程である地域

猫活動を分析する。

本研究では野良猫問題の分析を通じて、地域社会における人と猫をめぐるコンフリクトには人と猫との関係性および猫を媒介にした人と人の関係性という二重性があることを明らかにする。そのうえで、それらは現代の都市社会に固有のものであり、いわゆる環境公害や野生動物問題とは一線を画したいわば〈町の猫問題〉とも呼ぶべき社会問題の1つとして位置づけるべきことを論ずる。

以下、本論文の構成を示す。続く第2節では研究の問題背景と目的および方法を記載する。また、研究の対象となる猫を社会的に捉えるための概念整理を行う。第3節では関連する領域の先行研究の整理を行う。第4節では地域社会における人と猫のコンフリクトの問題状況が現象化した野良猫問題とその解決過程としての地域猫活動について記述・分析する。第5節では、結論として地域社会における人と猫をめぐるコンフリクトの二重性を明らかにし、社会的な研究の対象としたうえで、いわゆる環境公害や野生動物問題と区別すべき〈町の猫問題〉として位置づける。

## 2 問題の所在

### (1) 問題背景

#### 地域猫活動の広がり

1990年代以降、主に都市の住宅密集地において、人と猫をめぐるコンフリクトに注目が集まっている。野良猫によるふん尿やごみあさり、騒音、物損などの生活被害に加え、野良猫への餌やりとそれをめぐる深刻な近隣トラブルなどが自治体に苦情・相談として寄せられ、担当部局はその対応に迫られている（木下，2016，120）。こうした人間と野良猫の関係性から生ずる社会問題は、しばしば野良猫問題と呼ばれる。

野良猫問題への対策として生まれたのが地域猫活動である。この活動は従来の個人ボランティアによる愛護活動とは一線を画すものであり、地域住民と行政、ボランティアの協働を特徴とする。地域猫活動では特定の管理者がいない野良猫を地域社会の理解と協力、そして認知の下で地域猫として管理し、猫による生活被害と住民トラブルの軽減、そして猫の個体数減少を目指す。

横浜市磯子区の住民によるボランタリーな活動<sup>3)</sup>からはじまった地域猫活動は、磯子区や東京都などの自治体によって野良猫問題への対策として採用され、2000年代にそのノウハウが蓄積された。その後、2010年に環境省が策定した『住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン』（以下、『環境省ガイドライン』）への記載や2012年の「動物の愛護及び管理に関する法律」改正にともなう附帯決議<sup>4)</sup>への記載を経て、現在では野良猫問題への主要な対策手法として全国の自治体に広がっている<sup>5)</sup>。

#### 問題構造の不可視性

地域猫活動の理念や方法が急速に普及する一方で、概念の混乱や活動の理念のゆらぎがみえつつある。たとえば、「野良猫」と「地域猫」の区別があいまいになったり<sup>6)</sup>、地域

猫活動の目的である生活環境保全（改善）よりも動物愛護に重きがおかれがちになったりするなどの様相も生じている<sup>7)</sup>。これは問題解決に向けたプログラムとしての地域猫活動の軸がブレつつある状況ともいえるが、筆者はその原因の1つとして、地域社会における人と猫をめぐるコンフリクトの問題構造そのものの不可視性（みえにくさ）があると考えている。

地域猫活動のノウハウや技術の深まりと広がり比べて、解決すべき課題である野良猫問題は一種の与件として自明視され、その分析はほとんどなされてこなかった。地域における人と猫をめぐるコンフリクトは、実際にはさまざまな要素が絡まり合った複雑なものであるにも関わらず、その問題構造は意外なほど解明されていない。地方自治体の野良猫問題対策の参考となるべく環境省が作成した報告書の序文では問題の複雑さについて次のように述べられている。

ねこに関する苦情相談が多い原因としては、ねこは極めて日常生活に関わり深いことと併せて、国民の動物観やねこに対して持っている人々の感情の違い、飼育環境の地域性、飼育形態やねこの習性に対する理解度、ねこが引き起こしている問題の内容、さらには日頃の近隣関係等が複雑に絡み合っている問題が発生していると考えられるもので、容易に社会的合意が得難いことによるものと思われまます（環境省，2005，1）。

同報告書は70ページにわたって地方自治体の参考として「ねこ問題の実態と課題、並びに取り組まれている対策についての資料を収集し、まとめた」ものである。野良猫問題に関する幅広い情報が記述・整理されており、野良猫に対しては否定的視点と容認的視点があることが述べられている。そのうえで、後者からの対応として地域猫活動が取り上げられているが、問題構造やその生起プロセスへの分析はなされていない。

さらに、『環境省ガイドライン』では問題解決に向けた地域猫活動を進めるうえで、「『猫』の問題ではなく『地域の環境問題』としてとらえ、地域計画として考えていく必要」（環境省，2010，16）が述べられている。とはいえ、なぜ野良猫問題を「地域の環境問題」として捉える必要があるのか。そしてそれは可能であるのか。科学的・哲学的なアプローチによる応答が必要なこれらの問いへの答えは記されていない。

実際のところ、長年にわたって地域猫活動を推進してきたボランティアや行政職員らは野良猫問題とその解決過程としての地域猫活動の本質を経験知として握っている。その上で彼らはアドバイザーの立場で情報を広く発信・共有しているが、その内容はあくまで断片的・記述的なものにとどまり、体系的・分析的なアプローチでの研究にもとづく理論化はなされていない。本研究はこうした現実的な課題への応答を試みる第一歩でもある。

## (2) 研究の目的と方法

### 人と猫をめぐるコンフリクト

本研究は、地域社会における人と猫をめぐるコンフリクトの構造がどのようなものかを社会的に分析し、明らかにすることを目的とする。周知のとおり、コンフリクト(conflict)

は紛争、対立、矛盾、衝突、葛藤を意味するが、これらがどのような関係性の下で生じているのかについて記述・整理し、その構造を分析する。さらに、直接の先行研究がみられないこの主題を、現代の都市に固有の社会問題として位置付け、社会学的分析の俎上に載せることを目指す。

ただし、現代社会における人と猫をめぐるコンフリクトは、実際にはペット販売や殺処分のあるあり方に関する対立のほか、災害時の動向避難をめぐる課題など多様な側面を持つ。しかしながら、本研究ではこれを地域社会における人と猫をめぐるコンフリクトに限定して捉えることとする。これらは現実には、主に都市の住宅密集地における問題状況である野良猫問題とその解決過程である地域猫活動という2つの社会現象として顕在化している。これらがどのような構造をもつのかを分析することで研究の目的に迫る。

本稿では筆者自身の予備的研究（木下，2016）の成果を援用して野良猫問題と地域猫活動を記述・整理しつつ、それぞれの当事者間の関係性を分析し、地域社会における人と猫のコンフリクトの可視化を試みる。分析にあたっては、鳥獣害や公害を主題とした環境社会学や地域社会学、都市社会学などの視点と方法を取り入れながら、被害、加害、解決、そしてコミュニティの視点からのアプローチを試みる。なお、本稿では詳細な事例分析は行わないが、環境省をはじめとする行政組織の報告書等を手掛かりに野良猫問題と地域猫活動の記述・整理を行う。その他、筆者が2010年から取り組んできた各地の事例研究で得た関係者への聞き取り調査等のデータを適宜用いる。

具体的な研究対象となる野良猫問題は、一般的には数件単位の近隣の範囲から町会・自治会の範囲で浮上する。問題解決に向けた地域猫活動もまた、主に町会・自治会レベル以下のローカルな地域社会の単位で実施される。このことから、本研究が想定する地域社会は、主に都市の住宅密集地という環境下にある町会・自治会レベルのローカルな地域社会である。

野良猫問題の当事者あるいは地域猫活動の担い手となるのは地域社会を構成するアクター（当事者／担い手）としての地域住民・住民組織のほか、自治体行政、ボランティアやNPO等である。さらには地域に事業所を置く企業や商店街などが含まれるケースもあり<sup>8)</sup>、これらも研究の対象に含まれる。

### 社会的カテゴリーとしての猫

本研究では猫を人間社会との関係において捉える。ここで取り扱う猫は、主に都市の住宅密集地に生息する特定の「飼い主のいない猫」である。これには管理者がいない野良猫と地域社会に認知の下で管理されている地域猫の2つが含まれる<sup>9)</sup>。以下では従来の地域猫活動の現場で用いられてきた猫の分類を参照しつつ、人との関係性という観点から「管理者の有無」「人との空間的近接性」から社会的カテゴリーとしての猫の分類を図1に示す。

地域社会における人と猫をめぐるコンフリクトの可視化に向けて

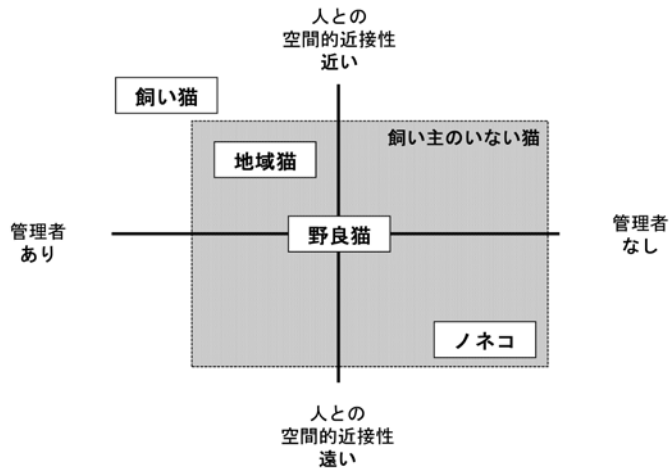


図1 猫の分類

出所：木下（2016，123）の内容をもとに加筆修正

そもそも、現在各地に生息する野良猫のルーツは飼い猫であり、両者は共に動物学的には「イエネコ（*Felis silvestris catus*）」に分類される（植竹，2014，6）。したがって、「猫に対する呼び名はいずれも人間との関係性によってつけられたラベル」にほかならず（木下，2016，122）、ある種の社会的カテゴリーといえる。すなわち、飼い猫、野良猫、そして地域猫の差異は生物学的種にもとづく違いではなく、人間との関係性の違いにほかならない。それぞれ具体的な関係性は表1のとおりである。

表1 猫の分類

飼い猫	特定の人に飼養・管理されている猫。動物愛護管理法上の「愛護動物」。明確な所有の意思をもつ飼い主によって飼養されているが、屋内のみの飼養のケース（内猫）と屋外での飼養のケース（外猫）に分けられる。後者はさらに屋内外の出入り自由な猫（出入り自由猫）と屋外だけで飼養するケース（庭猫）がある。
地域猫	地域社会の理解と協力・認知の下で飼養・管理されている猫。動物愛護管理法上の「愛護動物」。地域のボランティアなどによって不妊去勢手術を施された上で、屋外で給餌や糞尿の始末などの管理がなされ、存在が地域に認知されている猫。
野良猫	特定の飼養・管理者がいない猫。動物愛護管理法上の「愛護動物」。明確な所有の意思をもたない特定または不特定の人間に依存しているケースと人間に依存せずにゴミなどをあさって生息するケースがある。いずれにしてもその存在が地域に認知されていない猫。
ノネコ	野良猫が野生化し、人間と関わりを持たず山林で他の野生動物を捕食するなどして生息している猫。動物愛護管理法上の「愛護動物」である一方、鳥獣保護法上での「狩猟鳥獣」とされることもあり、その線引きは不明瞭。一部の離島などに生息している。

出所：筆者作成

社会的カテゴリーとしての猫を規定するもう1つの重要な側面として法的な位置づけがある。猫は日本では動物愛護管理法第44条において愛護動物として位置づけられており、飼い猫と、野良猫および地域猫を含む「飼い主のいない猫」は共に愛護と管理の対象となる<sup>10)</sup>。

狂犬病予防法で規定されている犬と違い、猫には飼育にあたって登録および鑑札の装着義務がなく、係留義務もない。そのため事実上の占有が確認できる屋内飼育は別として、屋外飼育の場合には飼い猫か野良猫かの線引きが難しい。さらに、出入り自由猫や庭猫の場合<sup>11)</sup>、飼い主／所有者であることを自認する人が1頭の猫に対して複数いるケースもある。したがって、飼い猫か野良猫か、誰の飼い猫であるかは大部分は人間の主観によってしか特定できない。

さらに、人間との距離が離れて野生化した猫はノネコと呼ばれるが、近年では離島などで希少動物への脅威として捕獲・処分の対象とされている<sup>12)</sup>。環境省の啓発活動では、ノネコのルーツは「人間のペットだったネコたち」としているが<sup>13)</sup>、やはり野良猫とノネコの線引きは明確ではない<sup>14)</sup>。

いずれにせよ、野良猫は「人間の管理下にない愛護動物という非常に特殊な社会的存在」であり(木下, 2016, 123)、そうした社会的にあいまいな猫の立ち位置は、猫に起因するトラブルの責任の所在をうやむやにし、問題構造の不可視性につながっているといえる。

### 3 先行研究の整理

#### (1) 地域猫へのアプローチ

##### 対話としての地域猫活動

地域における人と猫のコンフリクトをめぐる問題構造への科学的な研究は、地域猫活動のまちづくり的な側面と行政施策としての側面に注目した成果がわずかにみられるのみである。

地域猫活動をもっとも早い時期に主題化したのは、社会構築主義的なアプローチによって「猫の問題」が「地域の対話の問題」として構築されるプロセスを分析した加藤謙介である(加藤, 2005)。さらに、これに続く研究では、地域猫活動が地域社会における人と人の「対話」を通じたまちづくり(コミュニティづくり)としての側面を有することを指摘している(加藤, 2014, 2016)。これらの研究は、野良猫問題が地域社会のクレイムの申し立て(claims-making)によって浮上することと、地域猫活動が地域社会における周辺住民との「対話」を通じて地域の社会問題を解消する活動であることを示唆している点で重要である。ただし、一連の研究の主題はあくまでも地域猫活動であり、問題状況やその構造ではない。地域社会における人と猫をめぐるコンフリクトの社会問題としての側面については構築主義的な分析がなされているものの、客観的な社会現象としての野良猫問題は記述・分析の対象に据えられていない。

渡邊暁・渡邊洋子は、福岡市における地域猫活動の実践事例の検討から、地域猫活動がもたらす「地縁づくり」や「相互扶助という福祉の基盤づくり」というまちづくり的な側

面を見いだしている(渡邊・渡邊, 2015)。ここでは活動事例の検証を通じて地域猫活動が「人と人を繋ぐ」ことや「活動を阻むもの」など、事例研究ならではの成果と課題が示されている。しかしながら、研究者の関心は地域猫活動のコミュニティづくりとしての側面に向けられており、問題そのものに分析のメスは入れられていない。

### 行政施策としての地域猫活動

行政施策の実態把握や成果検証に関する研究として土田あさみらの研究が挙げられる(土田ほか, 2011)。土田らは都道府県、政令市、中核市、東京都特別区、東京都市部の自治体行政による地域猫活動支援状況の量的測定を試みている。結果として、2009年時点での地域猫活動への行政支援は東京都特別区と東京都市部以外では普及していないことが示されているが、今日の全国的な展開と比較すると興味深い。また、地域間の比較から「今後各地で地域猫活動が普及するかどうかは、地域の発展や開発の方向性に影響を受けると考えられる」ことを指摘している点は、人と猫のコンフリクトの解決過程としての地域猫活動を理解するうえで重要である(土田ほか, 2011, 124)。

土田らの研究の時点では、行政による地域猫活動支援の有効性は明らかにならなかったが、支援開始から10年を経た東京都台東区での実践経験から地域猫活動支援の成果を検証したのが高松純子らの研究である。高松らは10年間の活動の成果を「猫の引き取り頭数」「地域猫ボランティアの数」「猫の苦情件数」「路上の猫の死体数」「手術累計」の4つの指標で示し、『地域猫活動』が飼い主のいない猫対策として有効であるとともに、長期的な取組により、飼い主のいない猫頭数の減少にも効果があることが立証された(高松ほか, 2016, 8)とする。また、データから「苦情の減少には即効性があったが、頭数減少には年数を費やした」という考察を導きつつ、長期的な活動支援に向けたボランティアとの協働と信頼関係の重要性を指摘している。

## (2) 人と動物の関係性へのアプローチ

### 野良猫と地域社会

野良猫問題と地域猫活動を直接取り扱ったものではないが、動物学者の山根明弘らは地域社会における野良猫を4つのカテゴリーに分類したうえで<sup>15)</sup>、個体識別法による生息個体数推定を行った。その結果として、フィールドである北九州市の市街地3地区で「ほぼ正確に反映した個体数の推定を得た」(山根ほか, 2011, 37)とし、野良猫の実態把握に向けた実践的な方法論を示した。さらに、地区ごとのデータの比較から「市街地では、それぞれの地区の環境的な特徴や住民の意識によって、そこに住むネコのカテゴリー組成は顕著に異なり、決して均一ではないこと」を明らかにした(山根ほか, 2011, 38)。「市街地に住むヒトとネコとの関わり合いをめぐる様々な問題も、それぞれの地域の特性によって異なると思われる」(山根ほか, 2011, 38)という指摘は地域社会における人と猫のコンフリクトを検討する上で極めて重要といえる<sup>16)</sup>。

動物学的アプローチによる他の調査研究として、田中恵美らは都市部におけるTNRの効果測定を目的に、横浜市神奈川区の8地域において個体識別による野良猫の個体数計測

調査を実施し、調査地域の推定個体数・推定個体数密度・推定不妊去勢率を算出した（田中ほか，2014）。その結果、野良猫に対して TNR（捕獲・不妊去勢手術・リリース）を実施したモデル地区で実施前と比較して推定個体数の 9% 減少を見出している。さらに、同じ研究プロジェクトのデータを用いた植竹勝治らは、地域における野良猫の個体数管理における地域猫活動あるいは TNR プログラムの効果検証を行い、地域猫活動のプログラムは野良猫の生息数が多い住宅地域でのニーズが高く、不妊手術は野良猫の移動距離の削減に効果があることと結論づけている（Uetake et al., 2011, 71）<sup>17)</sup>。

これらの研究においては、住宅地域や商業地域の割合が高い地域、農業地域などの地域特性によって野良猫の個体数や行動が異なることが指摘されている。このことは野良猫問題が人間によって作り出された都市の地域社会における事象であることを改めて気づかせる。

### ペットと野生動物への社会学的研究

地域社会における人と猫のコンフリクトに取り扱った直接的な先行研究はほとんどみられない。とはいえ、これまで人と動物の関係や都市空間におけるペットとの共生への社会的なアプローチは試みられている。たとえば、主観的家族論の立場から『『かけがえのないという感覚』と『生きがい』を与えてくれる存在』として現代社会における家族とペットの関係を論じた山田昌弘や、「ペットフレンドリーなコミュニティ」モデルを追求する大倉健宏の研究は、いずれも人とペットの関係性を捉えたものである（山田，2004・大倉，2016）。とりわけ、後者はペットを地域社会との関係性に焦点を当て、疫学的調査と社会調査の併用による経験的アプローチで実態把握に努めたものであり、地域社会における人と愛護動物の関係性の実証的な研究として先駆的である。

他方で都市部から離れた中山間地域における野生動物による鳥獣害に関しては、主に環境社会学の領域において本研究の関心と重なる研究が蓄積されている。いわゆる獣害論と共存論の中でもとりわけ、野生鳥獣と地域住民との関係性を問うた丸山康司や菊池直樹らの研究のほか（丸山，2008・菊池，2003）、地域住民にとっての被害認識のあり方を分析した鈴木克哉や、地域住民の価値観や被害対策組織に注目した牧野厚史などの研究は、地域社会における人と動物のコンフリクトを把握・分析するための多くの視点と方法を提供してくれる（鈴木，2002・2007・2008・牧野，2010）。

これまでみたとおり、地域社会における人と猫のコンフリクトを主題化した社会学的研究はみあたらないが、その関係性を人と動物に広げた場合、環境社会学の獣害論・共存論は野良猫問題とその解決過程としての地域猫活動研究にさまざまな知見をもたらす先行研究となりえる。とはいえ、後述するように中山間地域における野生動物による獣害問題と都市の住宅密集地における愛護動物による野良猫問題を同一視することは難しい。野生動物である鳥獣と愛護動物である猫は、法律的にも社会的にも異なるカテゴリーに属する。そこで、以下では主に都市の地域社会における野良猫問題の特徴を記述・分析する。



## 4 野良猫問題と地域猫活動

### (1) 野良猫問題と地域社会

#### 野良猫問題の特徴

本研究で取り扱う野良猫問題は、主に都市の地域社会において人と猫のコンフリクトが顕在化した社会現象であり、その解決へのニーズが存在する社会問題でもある。この問題はすでに1980年代の新聞記事にも取り上げられており<sup>18)</sup>、中にはそれらを「ペット公害」「ノラネコ公害」として位置づける記事もある(木下, 2016)。すでに1980年代の段階で、人と猫をめぐるコンフリクトが地域の身近な問題でありながら、個人では解決がむずかしい公共的な問題として顕在化していたことがわかる。

典型的な野良猫問題は、多数の野良猫が特定の地域にすみつくことで生ずる。ふん尿や生ゴミあさりによる悪臭や汚物の散乱、繁殖期の鳴き声などの騒音、敷地内への進入や爪とぎなどによる物損、アレルギーや寄生虫のリスク等が地域の生活環境の悪化をもたらし、住民の被害認識につながる。さらに、野良猫が地域にすみつくきっかけとなりえる猫に対する餌やり行為をめぐる住民同士の対立や人間関係の悪化も野良猫問題の一側面である。とはいえ、こうした問題の多面性は、これまでも認識はされていても十分に整理はなされていない。例えば、2001年にはじまった東京都における地域猫活動推進の取り組みの成果である『「飼い主のいない猫」との共生をめざす街ガイドブック——問題解決のABC』は、野良猫問題の本質を端的に記述している。

猫に関する問題は、糞尿やいたずらによる被害、捨て猫、無責任なエサやりなどいろいろありますが、これまで良い解決策はありませんでした。猫による被害を受けている人は、猫が来ないように自衛策を講ずるしかなく、不幸な猫が増えることに心をいためる人は、個人で不妊去勢手術を行い、経済的な負担を強いられるという状況が続いていました。また、毎年1万匹以上の猫を行政が引取り致死処分し、道路などで飼い主不明の死体として処理される猫は2万匹を越えていました(東京都保健福祉局, 2006, 1)。

実は、この引用文には野良猫問題の構造を解き明かす上で重要な3つの示唆が含まれている。1つ目は、野良猫問題として一括りに認識されている現象には猫によって引き起こされる「糞尿やいたずらによる被害」だけではなく、人間によって引き起こされる「捨て猫、無責任なエサやり」という2つの側面があるという点である<sup>19)</sup>。前者はいわば都市生活空間における獣害であり、本稿ではこれをひとまず〈人と猫の間の軋轢〉呼ぶことにする。また、後者は主に野良猫への餌やり行為をめぐる相異なる立場の間で生じる人間同士の葛藤あるいは紛争であり、同様にこれ以後、〈人と人の間の葛藤〉と呼ぶ。

2つ目は、野良猫に対する人間の立場として「猫による被害を受けている人」と「不幸な猫が増えることに心をいためる人」という相異なる2つの立場が示されている点である。

本稿では便宜上、前者を〈被害者〉、後者を〈理解者〉と呼ぶ。また、〈理解者〉の内、野良猫への直接的な餌やり行為をする者を〈餌やり人〉と呼ぶ。これらは前述の〈人と人の間の葛藤〉における対立の構図を形づくる。

さらに、3つ目として〈被害者〉は「自衛策」によって、〈理解者〉は「不妊去勢手術」などによって、それぞれ問題解決に向けて取り組んできたことが記されている。そのうえ、猫の引き取りや死体処理などを担ってきた地域の行政も含め、それぞれが野良猫問題への解決志向をもつことが示されている。ただし、実際には〈被害者〉が敷地や建物に猫除けを設置するなどの個別の自衛策をとっても猫侵入や徘徊を防ぐ有効な対策とはなりにくい。また、野良猫の繁殖を防ぐために〈理解者〉や〈餌やり人〉が不妊去勢手術を施すケースも多いが、個人への経済的負担が大きく、新たな捨て猫や他地域からの猫の流入などへの対応にも限りがある。そして行政は主に動物愛護管理法の定めるところによって野良猫への餌やり規制や積極的な野良猫の処分・回収はできない。これらのことから、個別の対応によって野良猫問題の解決を図ることの難しさがわかる。

以上でみてきた問題の当事者とその状況を踏まえ、以下では環境社会学の基本的な視点である被害・加害・原因という視点から野良猫問題の構造を整理する。

### 野良猫問題の構造

〈人と猫の間の軋轢〉では、前述のように野良猫によるふん尿やゴミあさり、それにもなう悪臭などが地域住民である〈被害者〉によって被害として認識される。また加害・原因という視点から見ると、加害主体は野良猫であり、この問題は都市空間における野良猫の生態を原因とする一種の獣害と捉えることができる。ただし、野良猫による生活被害は個別적であり、一定範囲の地域住民のすべてが被害認識を共有するわけではない。〈被害者〉は単数の場合も複数の場合もあり、ケースバイケースである。たとえば、ふん尿の問題では地域のある家屋で被害が生じて隣家には全く影響がないこともしばしばである。猫の個体、住民のパーソナリティ、地域のロケーションやコミュニティの人間関係などに応じて被害の程度やその認識を共有する範囲は変わる<sup>20)</sup>。被害の程度と認識が個別的で共有しにくい点は、野良猫問題の見えにくさの1つといえる。

他方、〈人と人の間の葛藤〉では少し事情が異なる。この場合、野良猫による被害そのものに加えて〈餌やり人〉による餌やり行為が加害・原因として争点になる。餌やり行為には法律上の規制はないものの、一般的に「環境衛生上の問題と繁殖助長、ひいては野良ねこ増加の一因となる」と考えられている（環境省, 2005, 7）。そのため、〈被害者〉は野良猫による被害の背後に、しばしば間接的な加害主体としての〈餌やり人〉を捉える。特に置き餌や投げ餌などのマナー違反とされる方法による餌やり行為では<sup>21)</sup>、猫が食べ残した餌は悪臭を放つ汚物となる。この場合、餌やり行為そのものが近隣住民にとっての迷惑行為であり、〈餌やり人〉が加害の主体・原因とみなされる。ただし、実際には〈餌やり人〉を特定できないケースも少なくない<sup>22)</sup>。したがって、野良猫を介した〈被害者〉と〈餌やり人〉の関係は、やはり見えにくさをともなう。

表2 野良猫問題の2側面

〈人と猫の間の軋轢〉		〈人と人の間の葛藤〉
野良猫による生活被害	問題状況	(餌やりを原因とする) 野良猫による生活被害 置き餌・投げ餌などによる生活被害
〈被害者〉←生活被害←野良猫	被害・加害 関係	〈被害者〉←生活被害←(野良猫)←〈餌やり人〉
都市空間における野良猫の生態	背景要因	野良猫に対する価値観の相違

出所：筆者作成

〈被害者〉と〈餌やり人〉は、餌やり行為の是非をめぐる対立するケースが多く、両者の野良猫に対する価値観や餌やり行為に対する問題認識は基本的に異なる。生活環境被害を訴える〈被害者〉は餌やり行為を被害の原因であり加害行為としてみており、被害の解消を求める。具体的には直接の加害主体である野良猫の排除や間接的な加害行為である餌やり行為の中断を求める。一方、猫の命の価値を訴える〈餌やり人〉は餌やり行為を野良猫の生命をつなぐために必要な行為として訴える<sup>23)</sup>。中川智保子が描くように、〈餌やり人〉の行為はしばしば自然や動物を愛護する価値観や、社会のアウトサイダーである野良猫に対する憐憫や善意の感情にもとづく(中川, 2007)。野良猫と餌やりをめぐる双方の論点は異なっているため、〈被害者〉と〈餌やり人〉の話し合いは「迷惑だから餌やりをするな」という声と「餌を与えなければ猫が生きていけない」などの次元の異なる主張がぶつかり合い、互いの接点を見つけられず平行線のまま終わる場合が少なくない。特に、両者が互いに近隣の住民である場合は地域の間関係の悪化につながる。以上のことから、野良猫問題における〈人と人の間の葛藤〉は、野良猫をめぐる〈被害者〉と〈餌やり人〉の対立であり、その根底には野良猫に対する価値観の相違があることがみてとれる。

### 問題化のプロセスと地域社会

社会問題としての野良猫問題は、地域社会における近隣住民のクレーム申し立て、具体的には苦情・相談の発生によって構築される(加藤, 2005)。もちろん、問題が問題として認識され、顕在化する条件やプロセスは、被害者の主観とそれに影響する地域社会の自然・社会・文化などの諸事情に大きく左右される(木下, 2016, 130)。ふん尿の被害が住宅地に及ばない自然環境がある地域や、漁村など歴史的・文化的に猫と共存してきた地域<sup>24)</sup>、さらに住民間のコミュニケーションが円滑で人と人、そして人と猫が対面的な関係にある地域など、多数の野良猫が生息していてもクレーム申し立てが発生せず問題が生じないケースもある。

たとえば、「共有猫」という概念がある(江戸のあるまち, 上野谷根千研究会編, 1995)。これは自分の家でペットを飼うことができない1人または複数の地域住民によって餌を与えられ、不定期で家の外で飼育されている状態の野良猫をさす言葉であるが<sup>25)</sup>、地域社会の間関係が良好で〈餌やり人〉と周囲の人が見知った関係にあることで、「A

さん（たち）が面倒をみている猫のBちゃん」などのように、地域に存在が容認され、いわば地域に猫の居場所がある状況を表している。

「共有猫」の概念は都市住民にとっての野良猫の存在価値の一面を表すとともに、野良猫への許容が地域コミュニティの人間関係のあり方によることを示している。この点は後述する野良猫問題の解決過程としての地域猫活動の本質が、地域社会における「コミュニケーション」「対話」「まちづくり」であることを理解する上で重要である。

これまでみてきたように、ローカルな地域社会における野良猫問題は、〈人と猫の間の軋轢〉と〈人と人の間の葛藤〉という2つの側面から成る。そしてそれらは主に野良猫、〈餌やり人〉、〈被害者〉の関係性において成立する。これに加えて、苦情対応や問題の緩衝役としての町内会・自治会、地域住民の相談に応じる専門的なボランティアやNPO、そして苦情・相談窓口になる自治体行政などが関与して問題状況が共有されることで、個人の問題から地域の問題へと移行し、解決過程が開かれる<sup>26)</sup>。

## (2) 問題解決過程としての地域猫活動

### 地域猫活動の理念と方法

地域猫活動は、〈人と猫の間の軋轢〉と〈人と人の間の葛藤〉から成る野良猫問題に対して、地域のさまざまなアクターがそれぞれの立ち位置から関わることで問題解決を目指すプログラムである。地域猫活動の理念と方法を生み出した横浜市磯子区の「磯子区ホームレス猫防止対策事業」のきっかけは、行政窓口寄せられる野良猫に関する多種多様な苦情であった（黒澤，2005，36-38）。磯子区保健所では、野良猫問題の状況整理・情報共有に取り組み、従来の個別の対策を超え、猫の問題を地域の問題として捉える「磯子区猫の飼育ガイドライン」を策定した（横浜市磯子区保健所衛生課，1998・黒澤，2005）。ガイドラインはその「基本的な考え方」を次のようにまとめている。

今飼育している猫が野良猫化しないようにする一方、現在地域に住みついて人からエサをもらって生活している飼い主のない猫を、地域住民が適切な飼育を行い管理することによって「地域猫」と位置付け、飼育責任の所在が明らかな猫へと移行させていき、その結果として野良猫（飼い主のいない猫）の減少を図ります（横浜市磯子区福祉保健センター生活衛生課，2006，9）。

現在では、さまざまな地域猫活動の定義や方法論が生まれているが（木下，2016，126-128）、その理念の核となる考え方は、前出のように野良猫による地域の生活環境問題の解消に向けて、管理者不在の野良猫を「地域猫」として地域の理解と協力、認知の下で飼養管理することである。そのため、「野良猫にTNR（Trap/捕獲・Neuter/不妊去勢手術・Return/元の場所に戻す）を施したうえで、地域に認められた地域猫として天寿を全うするまで餌やりなどの適切な管理を継続する」（木下，2016，120）必要がある。さらに、地域住民に対して野良猫問題の現状とそれに向けた対策の現況を広くPRしつつ、地域猫の存在と地域猫活動の認知を高めることが方法論上の要諦である。

## 地域猫活動の構造

地域猫活動は屋外の野良猫を救済することに重きをおく保護・譲渡活動とも、野良猫の生息数減少を図る TNR プログラムとも異なる。この活動は、すれちがう〈被害者〉と〈餌やり人〉の両者に共通する要素である「地域」と「猫」に目を向け、野良猫問題を個別的な点ではなく、地域という面における公共的な問題として取り扱う。そして、双方にとっての落としどころとなる問題の解決に向けた手段として、地域住民による地域猫の適切な飼養管理というプログラムを導くのである。

地域猫活動では、野良猫問題をあえて価値観の問題に関わる動物愛護の問題としてではなく、地域の生活環境問題として捉え、その改善あるいは保全を主眼に置く。そうすることで、〈被害者〉と〈理解者〉および〈餌やり人〉が利害の一致によって双方歩み寄ることができる。地域の〈被害者〉の声に寄り添いつつ、他方では〈理解者〉や〈餌やり人〉の声を取り込みながら問題の解消を目指すのである。

具体的には、地域社会の承認を得た〈世話人〉<sup>27)</sup> が定時・定期的な餌やりやトイレの始末など猫の個体管理を行うことでふん尿やゴミあさり、繁殖期の鳴き声などの低減を図る。加害の主体であり、原因である野良猫にアプローチすることによって、単独の自衛策では防ぎにくい猫の生態に起因する直接的な被害の解消を望む〈被害者〉の声に応え、〈人と猫の間の軋轢〉を緩和する。

さらに、地域社会が問題解消に向けた手段として、ルールの下での餌やり行為と猫の世話を承認することで、〈理解者〉および〈餌やり人〉がもっとも重きをおく猫の命をつなぐ活動の公共性が担保される。〈世話人〉は「地域の生活環境問題の解消」という地域に認められた表看板を掲げることで、それまで非難の対象となっていた餌やり行為を含む猫の世話をすることが地域に承認される。猫の命を重視する〈餌やり人〉および〈理解者〉にとっては、いわば「名を捨てて実を取る」ことで、地域の住民と野良猫（地域猫）の共存を図る<sup>28)</sup>。他方で、〈被害者〉にとっては野良猫が地域猫となり、地域に認められた〈世話人〉の管理責任が明確になることで、被害の解消についての具体的な対応が見込めるようになる。こうしたプログラムを地道に進めることで、猫にまつわる苦情やトラブルを漸減しつつ、〈人と人の間の葛藤〉の解消を目指す。そして活動の行きつく先として、不妊去勢手術を施された地域猫が天寿を全うし、その個体数が減少することが期待されている。

## コミュニティづくりとしての地域猫活動

地域猫活動は「野良猫問題を地域の公共的な問題、すなわち地域問題と考え、地域のコミュニケーションを通じて関係者の利害を調整しつつ、野良猫問題をめぐる複数の立場の人々が共有可能な目標を掲げ」(木下, 2016, 126)、問題の中長期的な解決を目指す。そして、〈人と猫の間の軋轢〉と〈人と人の間の葛藤〉の解消に向けて人と人、人と組織、組織と組織を結びつけることが念頭におかれている<sup>29)</sup>。

地域猫活動のアクターの中心は〈世話人〉である。具体的には地域でボランティアとして活動する人のほか、活動を理解して協力・支援を担う町会・自治会やそれに類する組織のメンバーがこれに該当する。〈世話人〉を中心に保健所などの自治体行政組織、さらに

広域で活動する地域猫の専門ボランティアやNPOなどが連携することで、地域猫活動の実践プログラムの効果を高めるとともに、野良猫問題を多数のアクターによって広く共有された地域の公共的な問題として位置づけることができる。

地域猫活動のプログラムにおいて、〈世話人〉は猫の世話だけをするわけではない。これまで各地の実践で蓄積されたノウハウでは、地域猫活動では地域住民に地域猫活動を認知してもらうための努力が特に重要とされている。たとえば、〈世話人〉による地域住民への挨拶などの積極的なコミュニケーション、餌場付近の清掃、地域猫活動の実施計画や結果レポート、PRチラシの配布などが推奨されている。

以上のことからわかるように、地域猫活動の本質は単に被害の直接的な軽減のために猫の世話をすることではない。それは見えにくく込み入った野良猫をめぐる人と猫、人と人との関係を「対話」「コミュニケーション」によって解きほぐすことにある。それによって、猫の居場所を認める人々を増やし、地域における〈人と猫の間の軋轢〉と〈人と人との葛藤〉を解消していくのである。その意味で、黒澤泰や加藤謙介が論じるように、地域猫活動は「まちづくり」としての側面が重要である（黒澤，2005・加藤，2016）。より端的に述べるならば、地域におけるコミュニケーションを活発化して人間関係を円滑にすることで、野良猫問題を地域の生活環境問題として共有し、その解決を図る。地域猫活動は人と人の関係性を紡ぐコミュニティづくりのプロセスを通じて、野良猫問題にアプローチするのである。

## 5 結論

### (1) 地域社会における人と猫をめぐるコンフリクトの二重性

これまでみてきたように、野良猫問題を被害という視点からみると都市空間における一種の獣害であり、〈人と猫の間の軋轢〉と捉えることができるが、加害・原因という視点からみると、問題は野良猫への餌やりをめぐる〈人と人との葛藤〉として把握できる。

これは地域社会における野良猫問題は「人と猫の関係における問題と、人と人との関係における問題」という予備的研究指摘と一致するが（木下，2016）、この二重性こそ、本稿が問題とした不可視性（見えにくさ）であり、しばしば人と猫のコンフリクトを「猫の問題として」（環境省，2010）一括りに捉えがちな傾向をもたらししていると考えられる。

すなわち、野良猫問題および地域猫活動として社会に顕在化する地域社会における人と猫のコンフリクトは、人と猫の関係性および猫を媒介にした人と人との関係性という二重の関係性を特徴としている。本稿ではこうした野良猫をめぐる二重の問題構造を〈人と猫の関係性におけるコンフリクト〉と〈人と人との関係性におけるコンフリクト〉と表現する（図2）。

野良猫問題を、〈人と猫の関係性におけるコンフリクト〉としてみると、〈被害者〉と野良猫の軋轢をめぐる都市空間における環境問題である。ただし、後述するようにその被害内容において野生動物による獣害とは性質が異なり、また、一定程度の被害認識が広範な範囲で共有されるいわゆる環境公害ともその性質が大きく異なる。

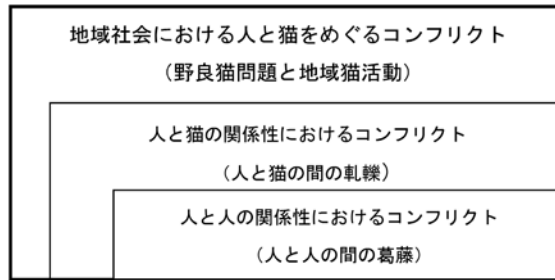


図2 野良猫問題の二重性

出所：筆者作成

一方、〈人と人との関係性におけるコンフリクト〉としてみると、野良猫を媒介にした〈被害者〉と〈餌やり人〉との葛藤あるいは紛争であり、都市社会における地域問題といえる。そのうえで、野良猫問題と地域猫活動をそれぞれ都市／地域における人と人の相互作用がもたらす社会現象という観点からみると、前者は現代の都市社会という特定の地域で生ずる環境問題であり、後者はその解決を志向した社会運動として対象化できる。

## (2) 都市の地域社会における〈町の猫問題〉

都市地域社会における野良猫問題を環境問題として捉え、鳥獣害をめぐる野生動物問題と比較すると、さまざまな面で相違があると考えられる。そもそも、自然と人間の生息領域が重ならず、その境界上で生ずる野生動物問題と人間の生活領域と野良猫の生息領域が重なる都市空間では、フィールドの地理的特性が大きく異なる。また、野生動物に区分される鳥獣と愛護動物とされている野良猫では社会的カテゴリーの大きな違いがある。さらに、この問題は、〈人と猫の関係性におけるコンフリクト〉という地域の生活空間における獣害としての側面のみならず、都市社会という特定の環境下で生ずる野良猫を介した〈人と人との関係性におけるコンフリクト〉でもある。したがって、野良猫問題は同じ都市空間という環境下においても、人間に餌を依存しないタヌキやハクビシンの繁殖にともなう獣害とも様相を異にする。表3はそれらの点を踏まえつつ、これまで述べてきた分析視角から野生動物問題と野良猫問題の比較を試みたものである。

ここでは地域社会における人と猫をめぐるコンフリクトが、いわゆる野生動物問題とは多くの点で異なることを示しているが、これらはあくまでも予備的な検討である。今後、環境社会学の獣害論・共生論を吸収しつつ、より精緻な分析枠組の構築が必要なことは言うまでもない。野良猫問題と地域猫活動を自然と人の相互作用という環境社会学の観点からみると、前者は「環境問題の社会学」、後者は「環境共存の社会学」の対象として把握できると思われる。その意味で、地域社会における人と猫をめぐるコンフリクトは、いわば〈町の猫問題〉とも呼ぶべき社会問題の1つとして位置づけ、対応を検討する必要がある。したがって、その解決方法である地域猫活動は、直接的な被害軽減対策ではない。また、しばしば誤解されるように野良猫の救済を目指した愛護活動でもない。その本質は、野良猫問題を地域の公共性にかかわる生活環境問題としてとらえ、「コミュニケーション」

表3 野生動物問題と野良猫問題の比較の試み

野生動物問題	項目	野良猫問題
地域住民	被害者	地域住民
仕事の間	被害対象	生活の間
農作物など経済的被害 (精神的・社会的被害)	被害認識	生活環境の汚損 (精神的・社会的被害)
鳥獣 → 人	加害—被害関係	(人 →) 猫 → 人
人 — 鳥獣	コンフリクトの構図	人 — 猫 人 — 人
野生動物 (保護動物も含む)	加害動物のカテゴリ	愛護動物
遠い (生息領域は一部を除き重ならない)	加害動物と人の関係	近い (生息領域が重なる)
社会・文化的文脈によるが狭い	加害動物への許容の 度合い	社会・文化的文脈によるが 広い

出所：筆者作成

と「対話」によって人と人をつなぐことで、地域の生活環境とコミュニティの人間関係の改善、そして人と猫の共生を目指すローカルな社会運動として捉えるべきものである。その意味で、地域猫活動はコミュニティづくりであり、まさに「まちづくり」であるといえる。

最後に今後の課題を挙げる。社会問題としての野良猫問題については、本稿の途中で触れた地域社会の特性との関係性を踏まえた生成条件の分析が必要である。また、表3に仮説的に示した野生動物問題との比較分析を進めるためには、環境社会学における獣害研究における「被害認識」(鈴木, 2008)や対象となる動物の「文化的カテゴリー」(丸山, 2006)を取り込んだ分析視角を確立し、人と猫のコンフリクトにおける人の内面にある猫に対する葛藤を分析することが有効と思われる。たとえば、住民の被害認識に焦点を当てた鈴木克也は量的な指標以外の「精神的・社会的被害」として、「慣れ親しんだ農作業における“達成感”の喪失」(鈴木, 2002, 158)や「クマが集落に出没することに対して住民が抱く不安感や不快感など精神的被害」(鈴木, 2008, 56)などを挙げるが、野良猫問題についてもその被害認識における「生活環境の欠損」の内容をより具体的に掘り下げる必要がある。

問題解決過程としての地域猫活動については、アクター間の関係も含めたより精緻な分析が必要である。特に、活動の主体である〈世話をする人〉と「ボランティア」の概念やそれぞれの関係性については、環境省ガイドラインをはじめ十分な活動モデルの説明がなされているとはいえない。これらをいま一度、地域社会およびコミュニティという視角から分析し、より明晰なモデルを構築することは、野良猫問題とその解決過程としての地域猫活動をめぐる現状の改善に向けて寄与する部分が大いと考えられる。



本稿は、2018年9月16日に甲南大学岡本キャンパスにて開催された第91回日本社会学学会大会での筆者による報告「地域社会における人と猫をめぐるコンフリクトの可視化に向けて——野良猫問題と地域猫活動を事例として」の報告資料に大幅な加筆修正を施して再構成したものである。

## 〔注〕

- 1) 一般的にコンフリクトは紛争、対立、矛盾、衝突、葛藤を意味するが、社会学では特に複数の当事者間の争いや対立などの社会過程を社会的コンフリクトとして捉える。
- 2) 近年、東京都新宿区をはじめとするいくつかの自治体では「地域猫対策」の語が用いられている。これは「地域で取り組む野良猫問題解決対策のことで、地域における野良猫をめぐるトラブルを解決する仕組みづくりのこと」（高木，2014，1）とされ、基本的な意味合いは「地域猫活動」と同義である。とはいえ、「地域猫活動」が特定の管理者不在だった「野良猫」を地域による理解・協力・認知の下で「地域猫」に移行し、その飼養管理をする活動のプロセスに焦点が当てられた言葉であるのに対し、「地域猫対策」は字義的にも問題対策としての制度的側面が強調される語であると理解できる。ただし、筆者は近年の「地域猫」をめぐる用語の混乱をかんがみ（木下，2016，129）、「地域猫対策」の語は「地域（による）猫対策」ではなく「地域猫（への）対策」という誤解を与えかねないことを懸念している。そのため、本稿では原則として「地域猫対策」は用いず、野良猫問題への対策は「地域猫活動」として一貫して表記する。
- 3) 横浜市磯子区で1990年頃にはすでに取り組まれていた「団地住民が責任を持ってノラ猫の面倒をみるという『みんなの猫』」とその不妊去勢手術代を捻出するための「ねこバザー」が地域猫活動の原点とされる（黒澤，2005，28-29）。
- 4) 「動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議」では、「飼い主のいない猫に不妊去勢手術を施して地域住民の合意の下に管理する地域猫対策は、猫に係る苦情件数の低減及び猫の引取り頭数の減少に効果があることに鑑み、官民挙げて一層の推進を図ること」が記載されている。
- 5) これらの一連の経緯については、木下（2016）を参照されたい。なお、全国に普及した地域猫活動であるが、その呼び名は地域によって異なるケースもある。たとえば、大阪市の「町猫」「公園猫」、京都市の「まちねこ」、名古屋市の「なごやかキャット」などでは、行政による活動の支援制度にもとづく独自の呼称が用いられている。
- 6) 「地域猫」がただ地域にいる野良猫を指す言葉と誤解されたり（木下，2016，129）、活動が猫好きな人による野良猫の救済活動であると認識されたりするケースが散見される。たとえば、WIKIPEDIAでは、2005年2月28日に記載された「地域猫（ちいきねこ）とは、特定の所有者（飼い主）がいない猫で、かつその猫が住みつく地域の猫好きな複数の住民たちの協力によって、世話されている猫のこと」（傍点は筆者による）という定義が2015年9月9日まで掲載されていた。この定義はさまざまなインターネットサイトに引用・転載され、地域猫活動への誤解を生む一因となっている

と考えられる。

- 7) 2018年7月の地域猫活動ボランティア・同年8月の動物愛護NPO関係者からの聞き取りより。地域猫活動の方法論上のポイントの1つとして、いわば屋外をシェルターとして野良猫の定点的・定時的な餌やりやトイレの管理などを行うことがある。これは、限られた人員・予算で管理者のいない野良猫を地域社会の理解・協力・認知の下で適切に管理するための方法とされてきた。しかしながら、近年では屋外の猫をボランティアなどが住居に保護するプロセスを組み込む地域猫活動の考え方が登場しているという。後者は多分に動物愛護活動としての側面が強いものであり、かつて愛護活動家による個人レベルの保護活動の限界を乗り越える方法として模索されてきた地域猫活動の先祖返りともいえる。この考え方を実践すると、野良猫の救済と問題解消をボランティア中心で進めることとなり、野良猫の問題が地域の生活環境問題という公共的な問題として共有されなくなってしまうことが懸念されている。その意味で、地域猫活動の理念と方法のゆらぎともいえる状況が生じている。
- 8) 実際、地域社会あるいはコミュニティは重層的な概念であるが、野良猫問題と地域猫活動はローカルな地域社会において、それを構成するアクターたちによって担われる。地域猫活動の先駆的に取り組んだ自治体の1つである東京都新宿区では、「個人・ボランティア団体による対策」「町会と個人・ボランティア団体による対策」、「地区協議会と個人・ボランティア団体による対策」、「複数の町会にまたがる対策」、「学生ボランティア団体による対策」、「都・国管理地での対策」、「企業との連携による対策」、「近隣区ボランティア団体との対策」の8つに分類している（新宿区生活衛生課2013）。
- 9) 東京都をはじめとする複数の自治体では、地域猫活動のガイドラインにおいて問題対策のターゲットとなる野良猫と地域猫を「飼い主のいない猫」として定義し、飼い猫と区別した分類を示している。
- 10) 「飼い主のいない猫」は東京都をはじめ、現在では各地の自治体のガイドラインに記述されている。なお、横浜市磯子区ではかつて「ホームレス猫」という呼び名が用いられたほか、名古屋市では「のら猫（特定の飼主のいない猫）」、大阪市などでは「所有者不明猫」という呼び名を用いている。
- 11) 「川崎市猫の適正飼養ガイドライン」では、飼い猫を「内猫」と「外猫」に区分し、後者に属する「出入自由猫」と「庭猫」を「野良猫予備軍」として位置づけている。
- 12) 環境省（2005）は、「飼養放棄された飼い主のいないねこによる希少動物の被害が顕在化している」ことを問題として捉えているが、ここではノネコとも野良猫とも呼ばれていない。
- 13) 環境省「希少種とノネコ・ノラネコ」チラシ
- 14) 朝日新聞2018年5月9日朝刊記事「野良猫？ノネコ？奄美での境界線は 片や愛護、片や駆除」では、「野良猫とノネコの間には法令による明確な線引きはない」ことを指摘している。
- 15) 「イエネコ」の下位カテゴリーとして「1 完全室内飼いのカイネコ」「2 室外での徘徊が可能なネコ」「3 人からエサをもらっているノラネコ」「4 人から与えられるエサに

頼らず、ゴミ等に頼るネコ」の4つを設定している（山根ほか，2011，38）。

- 16) より具体的には、「……一戸建ての多い地区では、外に徘徊するカイネコのフンや尿の臭い、発情声への苦情がトラブルの原因となると考えられ、……飲食店街では、過剰に供給されるエサにより多くの子ネコが生まれ、動物愛護センターなどへの持込や、交通事故により殺傷される子ネコが主な問題になると思われる」と考察している（山根ほか，2011，38）。
- 17) ただし、野良猫を捕獲し（Trap）、不妊去勢手術を施し（Neuter）、元の場所に戻す（Return）という TNR のプログラムは地域猫活動の全てではないことに注意が必要である。地域猫活動の方法においても TNR は基本的な要素として含まれるが、それに加えて猫の世話（飼養・管理）と地域社会での広報・PR を実施することで、野良猫の生活環境のみならず、社会的な認知を獲得する活動である。
- 18) たとえば、1988年9月18日読売新聞東京朝刊記事「東京都内でペット増えトラブル続出 どうする人間との共存」では、「猫の苦情が目立って多くなっている」という行政や動物愛護団体の見解を伝えつつ、公園での餌やりをめぐる住民間のトラブルを報じている。
- 19) 同様に、環境省（2005）では、「ねこの飼養に係る問題」として「直接的問題」と「間接的問題」を挙げる。「直接的問題」は「①ねこによる被害、迷惑」と「②稀少動物捕食による生態影響のおそれ」が「間接的問題」は「①飼い主のいないねこに対する餌やり」と「②ねこの引取り数や殺処分数の未改善」が挙げられている。
- 20) 一般的に一戸建ての敷地内などの個別の被害よりも、集合住宅や道路などの公共スペースでの被害の方が問題化しやすいようである。
- 21) 置き餌は、キャットフードなどを置きっぱなしにして残飯の回収をしない餌の与え方。投げ餌は、地面に餌をばらまくように投げ与える方法で、同じく残飯の回収はしない。どちらも、近隣の地域住民にとっては汚物の散乱や悪臭の発生につながる迷惑行為として認識され、無責任な餌やりの典型とされている。
- 22) とりわけ置き餌・投げ餌に及ぶ〈餌やり人〉の特定は難しく、住民ではない〈餌やり人〉が遠方から車や自転車で訪れ、他人の目のないところで置き餌や投げ餌をして姿を消す事例も多いという。
- 23) こうした「理解者」による善意にもとづく餌やり行為は、筆者がこれまで重ねてきた各地のフィールドワークにおいて同様のケースが見られた。とはいえ、そのほかにも趣味や楽しみとして餌やり行為をするケースや（2011年10月フィールドワーク）、餌やり行為自体が自己目的化したケースなどもあった（2018年4月フィールドワークでの行政職員聞き取り）。また、歴史的に猫と共存してきた漁村などでは、餌やり行為は日常の習慣に組み込まれたいわば伝統的行為といえる。
- 24) 猫島と呼ばれるいくつかの島々では昔から人と野良猫の共存は当たり前で、猫に餌をやる行為は日常習慣の一部であった。
- 25) この概念は実際に特定の猫を指す言葉として使われたものではない。東京の谷根千地域の「路地の借家ではペットを飼うことは公然とは認められにくい。…（中略）…そ

こでいつの間にか、既成事実として住みついた猫かわいそうだから餌をやる、という関係」を表した造語である。

- 26) たとえば、地域猫活動の原点となった横浜市磯子区のS団地の事例は、自治会連合会による地域活動であった（黒澤，2005，28）。また、筆者が聞き取りを行った東京都新宿区のT町会の事例も、町会での情報共有を経て問題の認識と対応がはじまった。
- 27) 〈世話人〉とは、本稿で便宜上用いる語であるが、その意味としては環境省ガイドラインに記されている「地域猫の世話をする人（活動の主体）」を指す（環境省，2010，16）。地域猫活動の現場では、主に地域住民もしくは地域住民組織のメンバー、あるいは地域住民の中から名乗り出たボランティア、活動のアドバイザー的な立場に立ち広域で活動する専門的なボランティアなどが、その役割を担う。地域の第三者な立場の住民や〈理解者〉が〈猫の世話をする人〉になる場合もあれば、もとは〈餌やり人〉だったケースも多い。
- 28) 地域猫活動のプログラムは、地域の問題解消に自発的に取り組む住民の存在が念頭に置かれているが、実際に地域猫活動に携わる住民やボランティアは、猫好きな人が多くの割合を占めるケースもしばしばであるという。その場合、地域猫活動を活動者の動機・目的において地域の環境保全（改善）よりも動物愛護の目的が優先し、地域社会において新たなトラブルとなるケースも少なくない（2018年3月の政令市の動物愛護担当者への聞き取りより）。
- 29) たとえば、及び、東京都新宿区とNPOねこだすけなどの実践によって確立された「三者協働」は、地域住民、ボランティア、行政という異なる立場のアクターによる地域問題解決のための方法論の1つである。詳細は木下（2016）を参照されたい。

## 〔参考文献〕

- 足立重和（2017）「人と自然のインタラクション——動植物との共生から考える」『環境社会学研究』23，pp.6-19.
- 江戸のあるまち 上野谷根千研究会編（1995）『新編・谷根千路地裏事典』住まいの図書館出版局.
- 環境省（2005）『ねこの適正な飼養管理を推進するために（飼養動物との共生推進総合モデル事業報告書）』環境省自然環境局総務課動物愛護管理室.
- （2010）『住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン』環境省自然環境局総務課動物愛護管理室.
- 加藤謙介（2005）「『地域猫』活動における「対話」の構築過程——横浜市磯子区の事例より」『ボランティア学研究』6，pp.49-69.
- （2014）「『地域猫』活動の長期的変遷に関する予備的考察——横浜市磯子区の実践グループ年次活動報告書に対する内容分析より」『九州保健福祉大学研究紀要』15，pp.51-60.
- （2016）「『地域猫』活動をめぐる〈対話〉——地域から『猫問題』を考えるため

- に」『獣医畜産新報』69 (12), pp.893-898.
- 木下征彦 (2016) 「現代地域問題の一断章——野良猫問題と地域猫活動へのアプローチ」『高崎商科大学紀要』31, pp.119-133.
- 黒澤泰 (2005) 『「地域猫」のすすめ』文芸社.
- 牧野厚史 (2010) 「農山村の鳥獣害に対する文化論的分析——村落研究からの提言」日本村落研究学会企画・牧野厚史編, 『鳥獣被害——〈むらの文化〉からのアプローチ (年報 村落社会研究 46)』農山漁村文化協会, pp.187-213.
- 丸山康司 (1997) 『「自然保護」再考——青森県脇野沢村における『北限のサル』と『山猿』』『環境社会学研究』3, pp.149-164.
- (2002) 『「害獣」の存在と不在——ニホンザル問題における多元的な言説空間』『年報筑波社会学』(14), pp.17-39.
- (2006) 『サルと人間の環境問題——ニホンザルをめぐる自然保護と獣害のはざまから』昭和堂.
- (2008) 「『野生生物』との共存を考える」『環境社会学研究』14, pp.5-20.
- 中川智保子 (2007) 『猫おばさんのねがい——負けられない、やめられない。』ハート出版.
- 大倉健宏 (2016) 『ペットフレンドリーなコミュニティ——イヌとヒトの親密性・コミュニティ疫学試論』ハーベスト社.
- 新宿区生活衛生課 (2013) 「新宿区における地域ねこ対策の分類」第13回新宿区人と猫との調和の取れたまちづくりセミナー資料.
- 鈴木克哉 (2002) 「下北半島における猿害問題の社会的側面——地域農業の現代的意味と“食害”対策事業」『北海道大学大学院文学研究科研究論集』2, pp.141-162.
- (2007) 「下北半島の猿害問題における農家の複雑な被害認識とその可変性——多義的農業における獣害対策のジレンマ」『環境社会学研究』13, pp.184-193.
- (2008) 「野生動物との軋轢はどのように解消できるか? ——地域住民の被害認識と獣害の問題化プロセス」『環境社会学研究』14, pp.55-69.
- (2013) 「なぜ獣害対策はうまくいかないのか——獣害問題における順応的ガバナンスに向けて」宮内泰介編 (2013) 『なぜ環境保全はうまくいかないのか——現場から考える「順応的ガバナンス」の可能性』新泉社, pp.48-75.
- (2017) 「『獣がい』を共生と農村再生へ昇華させるプロセスづくり——『獣害』対策から『獣がい』へずらしてつくる地域の未来と中間支援の必要性」宮内泰介編 (2017, 『どうすれば環境保全はうまくいくのか——現場から考える「順応的ガバナンス」の進め方』新泉社, pp.160-188.
- 高木優治 (2014) 「新宿区15年の取り組みから」第14回新宿区人と猫との調和の取れたまちづくりセミナー資料.
- 高松純子・小野正・深野瑞恵・篠原弘奈・三宅佳弘 (2016) 「『地域猫活動』による飼い主のいない猫対策10年間の検証と活動支援の方向性」『獣医公衆衛生研究』19 (1); pp.6-9.
- 土田あさみ・秋田真菜美・増田宏司・大石孝雄 (2011) 「行政による地域猫活動の支援状

況およびその効果について」『東京農業大学農学集報』57 (2), pp.119-125.

田中恵美・榊原康江・高橋真・齋藤俊夫・立道佳哲・杉山貴浩 (2015) 「御殿場市における『飼い主のいない猫対策』の試み——地域住民・ボランティア・行政の三者協働の実現」『麻布大学雑誌』26, pp.68-69.

田中瑞穂・野坂香林・植竹勝治・山田佐代子・金子一幸・佐藤礼一郎・田中智夫 (2014) 「都市部における屋外イエネコの個体数と TNR の効果 (日本家畜管理学会・応用動物行動学会, 2014 年度春季合同研究発表会)」『日本家畜管理学会誌・応用動物行動学会誌』50 (1), 46.

東京都保健福祉局 (2006) 『「飼い主のいない猫」との共生をめざす街ガイドブック——問題解決の A B C』

([http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kankyo/aigo/yomimono/animal\\_nekogaid.html](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kankyo/aigo/yomimono/animal_nekogaid.html), 2018 年 9 月 1 日閲覧)

植竹勝治 (2014) 『ネコの愛護管理学入門——ネコとヒトの共生について科学的に考える』緑書房.

Uetake, k., Tanaka, M., Nozaka, K., Kuwabara, R., Yamada, S., Kaneko, K., and Tanaka, T. (2014, “Populaion size and diurnal travel distance of stray cats (*Felis silvestris catus*) in urban residential and other areas of Yokohama, Japan”, *Animal Behaviour and Management*, 50 (1), pp.169-173.

渡邊暁・渡邊洋子 (2015) 「人と人を繋ぐ地域猫活動——地域福祉の基盤を耕す」『近畿大学九州短期大学研究紀要』(45), pp.53-68.

山田昌弘 (2004) 『家族ペット——やすらぐ相手は、あなただけ』サンマーク出版.

山根明弘・華山さゆり・中村智子・砂原はるみ・中川一政・清水洋子・野口明子・小野勇一 (2011) 「個体識別法による市街地 3 地区におけるイエネコ (*Felis catus*) の生息個体数推定」『ヒトと動物の関係学会 (HARs) 学会誌』(29), pp.33-39.

山本信次・細田 (長坂) 真理子・伊藤春奈 (2017) 「野生動物と押し合いへし合いしながら暮らしていくために——岩手県盛岡市におけるツキノワグマ被害対策にみる多様な主体間の協働の構築」宮内泰介編 (2017) 『どうすれば環境保全部はうまくいくのか——現場から考える「順応的ガバナンス」の進め方』新泉社, pp.113-1356.

横浜市磯子区福祉保健センター生活衛生課 (2006) 『人と猫が共生できる街を目指して』

横浜市磯子区保健所衛生課 (1998) 『区民と考える猫問題シンポジウム (ニャンポジウム) 報告書』